

令和3年第2回(2月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和3年2月12日(金)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	浅野辰夫君
財政課長	熊谷有司君	復興定住推進課長	武藤亨介君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

参事(特命担当)	千葉伸吾君	まちづくり政策課長	伊藤義継君
税務課長	小野純一君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	鎌田光一君	会計管理者	片倉剛君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	千葉恭啓君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第1号

令和3年2月12日（金曜日） 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第2号 大郷町物産館の指定管理者の指定について  
日程第4 議案第3号 大郷町開発センターの指定管理者の指定について  
日程第5 議案第4号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定について  
日程第6 議案第5号 大郷町ふれあい農園の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今日は旧正月の元日のようではありますが、暦の上では立春も過ぎ、三寒四温を繰り返して少しずつ春の足音が近づいてまいりました。そのような中、3月の第1回定例会を前にして、本日、ここに令和3年第2回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用の折でございますが、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、御提案申し上げます議案は指定管理者の指定についてが、4件、工事請負契約の締結についてが、1件となっております。指定管理の指定のうち、物産館及び開発センターについては、指定期間満了に伴いこれまでの指定管理者である地域振興公社に再度指定させていただくものであります。特に物産館については、平成30年の全面リニューアルオープン以来、着実に売上げを倍増する形で実績を伸ばしているところであり、今後も本町の観光並びに情報発信の拠点施設として地域振

興公社の持っている役割を十分に果たすよう、期待をしているところであります。また、集合宿泊施設、縁の郷とふれあい農園については、クラインガルテン事業などを全国展開しております株式会社百戦錬磨の関連会社である株式会社ラトリエを新たな指定管理として、指定管理者として指定するものであります。株式会社ラトリエにつきましては、農泊事業などの経験知識が豊富であり、企業として自らのネットワークを活用していただき、農業や観光振興だけでなく本町の定住促進や企業誘致、雇用促進などにも貢献していただけるものと大きな期待を寄せているものであります。

次に工事請負契約の締結については、国土交通省から補償補償工事でございます、旧粕川小学校解体工事を発注するものでございます。歴史と思い出の詰まった旧粕川小学校解体するに当たっては、地元からの要望を受け、校庭にある二宮金次郎像や石碑、校舎や体育館に掲示されている校歌板、校章、大時計などを大切に保存することにいたしました。この保存資料の一部を令和5年度までに建設予定の防災コミュニティセンターの一角に設置していくことを考えているところでございます。

以上、御提案いたします、各議案につきましてよろしく御審議の上、御可決賜わりますよう、お願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により10番高橋重信議員及び11番石垣正博議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第2号 大郷町物産館の指定管理者の指定について  
議長（石川良彦君） 日程第3、議案第2号 大郷町物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。農政商工課長。  
農政商工課長（高橋 優君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページを御覧願います。

議案第2号 大郷町物産館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町物産館の指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。大郷町物産館。
- 2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。株式会社おおさと地域振興公社。
- 3 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和3年2月12日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷町物産館の指定管理者の指定期間が、本年3月31日をもって期間満了となることから、改めて指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,379㎡。付帯設備として駐車場、道の駅トイレ、広告塔などがございます。

指定管理者が行う業務については、施設の利用許可、施設の自主運営、施設の運転管理、道の駅に関する業務及びその他関連する業務でございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、1月18日に物産館の管理運営に関する仕様を決定するとともに、次期指定管理者候補者を公募の手続きによらず、現指定管理者の株式会社おおさと地域振興公社といたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き規定及び大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する

条例施行規則第2条により、現指定管理者の5年間の実績などを踏まえ判断したものでございます。その後、株式会社おおさと地域振興公社から提出されました申請書を基に、指定管理者選考委員会における審議の結果、指定管理者として適正との答申を得て、次期指定管理者候補者として株式会社おおさと地域振興公社と決定したものでございます。

以上で大郷町物産館の指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 過去5年間にわたり、物産館の指定管理をお願いしてきたわけですが、その反省として町としてはどのようにこの5年間を振り返っておられるのか。また、それを課題として今後5年間にこの物産館を地域振興公社をお願いするにあたり、何らかのお願いをする必要があったのではないかと思うのですが、その辺について改めて町長なり関係者の御意見をお聞きしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。大郷町物産館につきましては、平成28年度からの5年間ということで今年度指定管理の期間を終了することになってございます。その実績を確認いたしますと、平成28年から平成30年まで。こちらについては、それほど大きな伸びが見れないといった状況もありまして、改めて平成30年度に施設のほうリニューアルしまして、さらに運営につきましても民間活力も活用させていただきながらということで大幅なリニューアルのほうを平成30年11月のほうにさせていただきました。その後につきましては、そこから1年間、約1.4倍。それから令和元年につきましては、1.2倍ということで、実績のほうは売上げということになりますが、客数も含め売上げ等々ですね、それだけ増えていると。実績として上がっているということでの認識でございます。それも踏まえて、今回指定管理者ということで継続ということで提案させていただきましたが、これから令和2年度、令和3年度以降ということになりますけども、こちらにつきましては、また新たに商品の開発であったり、今回縁の郷のほうでの指定管理ということで、民間の事業者も入ってまいります。そちらとの連携もしながら、新たな取り組みが必要であるということで、公社との認識も共有しているところでございますので、今後の計画について改めて公社のほうからも御説明あるかと思えますが、そちらも踏まえまして今回

指定管理ということでお認めいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 町長からの見解も欲しかったのですが、要は売上げが伸びている、お客も増えているということで、客の増加については素直に喜びたいと思うのですが、ただ肝心の利益については、その割に、売上げが伸びた割に少ないというのが先日の調査の中でも明らかになった状況でございます。そういう点で、その町からの若干のその、若干と言いますか、7,500 万円ですか、の負債もあるわけですが、その支払いも含めてこの5年間の中で、その辺などどのように位置づけて町としては今回公社にお願いするこの物産館の管理について、その辺の気構えなども強く申し入れる必要があるかと思うのですが、町長その辺について、どのように考えますか。町長からの見解ももらっておきたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） はい。あの地域振興公社の果たすべき役割というものについては、ますます町民からの要望が高くなってきていることは間違いないところでありますが、今までの公社の経営者の経営能力と申しますか。経営環境はあまりにも低かったのではないかというふうに判断して、平成 30 年のリニューアルオープンに大胆な発想で取り組んできたところでもあります。その大胆な発想に耐え得るだけの人材がようやく、公社には整ってきたということでございますので、今後コロナ禍の収束を見据えた形で道の駅物産館の新たな役割が担っていくものでございますので、今ここで変える必要もなければ、またこれまで町が投資してきたものがようやくその投資効果が見えてきたということでもありますので、今後地域振興公社が豊かになることによって、ここに参加している地域振興公社道の駅に参加している地元の産直の皆さんなり、関係する商売している方々が今までにない良い経済効果が出ているということで、喜んでいることも事実であります。併せて、本町で今ふるさと納税を懸命に努力しているところでありまして、ふるさと納税の返礼品も道の駅から発信して、今後ますます町と道の駅との相関関係がうまくつながっていくように我々も今後努力して、また議員がおっしゃる投資したものをその、どういう形で町に返すのかということになりますと、件数だけの問題でなくて町全体の相乗効果を数字に換算した場合、どれだけあるのかということも今後担当課のほうにも指示してみたいなというふうに思ひますので、必ず今まで投資したものが投げっぱなしだとい

うことでないように町民にもしっかりと説明できるような内容にしてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何も私、今回の意見については前向きな形で考えておるわけですが、ただ、今、町長の答弁の中で7,500万円という金額、これ消すという評価されたようですが、金額だけじゃなく、これまでの道の駅の働き方によって、それらも評価して返すという形で必ずしも金だけで返すのではないんだよというような含みのあるような言葉だったと取ったわけですが、町長そのように考えているわけですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 当時の7,500万円の町で貸し付けた内容については、地域振興公社が自らそれを提案したものなのかどうなのか、私は知る由はないんでありますが、ただ数字としては7,500万町から公社に貸し付けたということではありますが、全くその7,500万の金という本質が、全く活かされていない内容であるというふうに思いますので、その辺につきましては今後広く議論する必要があるというふうに考えます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） えっとですね、あの、休館日の件なのですが12月29日から1月3日までの6日間取られているのですがこれもね、これ多分今までと同じだから、この日程になっているのかと思うのですが。実際はもっとこう短縮してやっていますよね、その辺のところ、どのように決めていくのかね。なんかトラブル起きませんか、長く取っていて。その辺に関してどう考えてらっしゃるのかなと。

議長（石川良彦君） はい、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。指定管理の協定の中で休館日ということで定めてございます。こちらの休館日につきましては、その12月29日からの期間の間で休館日を取るというような内容になってございますので、実際の運営としては、30日までだったかと思えますけれども、営業のほうしているというような状況がございしますが、あくまでこちらは、指定管理の協定の中でのその期間の内で休館日のほうを設けてもらうというような内容になってございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、4番大友三男議員。

4番（大友三男君） ま、あの、この指定管理制度といいますか、こういうものができて平成17年からですかね。できたというふうにここに資料いただいているのですけれども、こういうした中で、ま、同僚議員がある程

度質問されて答弁も返ってきている中で、そちらのほうはそちらとして質問しませんけども、この指定期間ですね。これずっと5年契約できて固定されたような。それも公募に頼らないというような、この仕様書の中ですかね。そういうものも謳っているような状況もあるのですけども、これ固定されてしまいますとなかなかそのなんというんですかね。競争原理といいますか、精神的なものですけれども。これずっと平成30年までなかなか業績が伸び悩んでいたというなかで1億500万かけてリニューアルオープンして。ま、経営者の中にも人事を配置して売上げが倍増しているのだということでおっしゃっていますけれども、これ以前から町長、民間にお任せしたいんだというような意思表示をしていた中で私もそのとおりだと思ってずっと提案もしてきた部分もあるのですけども、この契約期間5年間というものを3年なり何なり短くできないのかと。3年のスパンで公社にお任せしていいのか。民間に任せたほうが。完全な民間に任せたほうがいいのかというものを精査して、この期間というものを決めたほう、そのためにも期間を決めたほうがいいんじゃないかと。短く。その辺に関してどのようにお考えなのか。

議長（石川良彦君） 町長でいいのかな。はい、町長。

町長（田中 学君） あの、経営努力する場合、3年間では事業受け取って、3年間ではなかなか経営改善するにしてもあまりにも時間的に短い。5年であれば何とかいろいろな企業努力もしながら経営改善もできるということの考えから5年というスパンで区切っているところではありますが、3年で赤字経営の内容を変えるということになりますと、なかなかそういう指定管理者になるという会社はないのでないかというふうに思いますので、今、平成30年にリニューアルして今の体制で、今3年目に入るわけです。この5年のスパンの中で今後どのような評価を得られる経営改善ができるかによって、次回には成果が出ないとすれば変える必要があるというふうに思いますので、今回の場合、ここで5年という期間を与えて、そして事業主もそれに応えるという努力をしてもらいたいと、そう思っています。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） この指定管理で今回5年という契約と言いますか、した場合5年後に結果が出ない場合はこの公社じゃなくて一般の民間会社なり何なり公募して、その指定管理。ま、指定管理と言いますか。そういうふうにするおつもりなのかどうなのか。結果次第ではやはり公社から外すということも考えなければいけないと思うのですけども。そうい



うこともあり得ると受け取っていいのですか。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 町が株を出資している関係上、こういう形をとっているということでもありますので、一般の企業であれば町は投資しない。そういうことになるわけでもありますので、今後このような事業は町が手を付けないと。町が能力を発揮できないような事業には手を出さないということによろしいんじゃないですか。そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第2号 大郷町物産館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 大郷町開発センターの指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第3号 大郷町開発センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それでは、議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書2ページを御覧願います。

議案第3号 大郷町開発センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町開発センターの指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設

に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設。宮城県黒川郡大郷町中村字馬場沢20番地。大郷町開発センター。
- 2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。株式会社おおさと地域振興公社。
- 3 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和3年2月12日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷開発センターの指定管理者の指定期間が、本年3月31日をもって期間満了となることから、改めて指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積1,044㎡、付帯設備として駐車場でございます。

指定管理者が行う業務については、施設の利用許可、施設の自主運営、施設の運転管理業務及び、その他関連する業務でございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、1月18日に開発センターの管理運営に関する仕様を決定するとともに、次期指定管理者候補者を公募の手続きによらず、現指定管理者の株式会社おおさと地域振興公社といたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き規定及び大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条により、継続して管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できると判断したものでございます。その後、株式会社おおさと地域振興公社から提出されました申請書を基に、指定管理者選考委員会における審議の結果、指定管理者として適正との答申を得て、次期指定管理者候補者を株式会社おおさと地域振興公社と決定したものでございます。

以上で大郷町開発センターの指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい。4番大友三男議員。

4 番（大友三男君） ま、あの今回もまた、ま、あの開発センターの指定管理、物産館と同じように、おおさと地域振興公社を指定したいという提案なんですけども、2月9日の全協の中での御説明の中で指定管理に伴って、指名に伴った指定管理料というのが590万という数字で一応提案といたしますか。予定されているところがあるんですけども。これ、ま、決算ベースなんですけども、元年度決算ベースで四百約二十万と比較すると約200万くらいが予定、増額で予定されているのですけれども。この今回この指定管理にあたって、開発センターの一部がああ、中央公民館。本町の中央公民館機能を開発センターのほうに移転させるという計画もある中で本来ならば、指定管理料というものは安くといいますかね。減額なると思っていたんですけども、なぜこのようになったのか。ちょっと御説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。590万ということで全員協議会の時の資料に記載のほうさせていただいておりましたが、こちら現施設、現指定管理者に対する指定管理料ということでのお支払いの金額ということに契約の金額ということになってございます。来年度以降、公民館機能がということで御指摘あったとおりでございますが、こちらにつきましては、かかる経費の部分につきまして今回面積の案分ということで、町が48、公社が52ということで面積案分のほう出来る部分について経費のほう削減しまして、当初予算、ま、これから審議ということになるかと思っておりますけども、その分の減額の部分、約130万円とうことで減額のほうさせていただいた内容で今後また審議のほういただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。13番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） この開発センターにはいろんな機械類があるわけですが、その機械あの利用頻度が極めて低い機械も大分あるようでございますが、そういうのもある程度その利用方法なりを考えていって要らないものは処分する。そうすれば、また別な施設として利用できる可能性もあると思うのですが、そういうことは考えているんですか。それともそれは公社にお任せするのですか。その辺お聞きしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） はい、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。こちらの加工施設にございます機械類でございますが、以前にも所管事務調査の時だったと思いま

す。実際施設の中も見ていただいた中で機械のほうも見ていただいて、部屋の内容も見ていただいた中でこれは本当に動くのかと。ちゃんと修理をして使えるようにしないといけないということでの話をいただいた中で公社とも再度協議いたしました。その上で今年度機械の修繕ということで、たしか4機種だったと思います。こちらの機械の修繕のほう今現在しているところでございます。そのうえで公社のほうでも改めて町民の皆さんに、全戸にその機械の利用について啓発という意味でチラシのほう作成しまして、3月になるか4月になるかというような段階でございますが、お知らせをして稼働率のほう上げていければと思ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ぜひ有効に活用していただくように町のほうからお話しただけならばと思います。それから、この間全協でもいただいた資料の中で利用時間ということで、午前9時から午後9時までとあるのですが。この利用時間というのは営業時間ともまた違う時間帯だと思うのですが、この辺どのような分け方になっているのかその辺お聞きします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい。先ほども物産館のところでお話ございましたが、あれは営業日ということでございましたが、あの範囲の中での利用時間ということ、あ、営業時間ということになりますので、そういった認識でいただければと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） えっとですね。開発センターの役割なのですがね、今回中央公民館の活用もこの一部の場所で48パーセントの中でやっていくということではありますが、開発センターそのままそっくり、いわゆる町の館というか、そういう形ですね、広く町民に開放するという形での使い方を考えた場合に何もわざわざ開発センターの予算をとって、人件費1人以上を置くよりも公民館のほうに1人余計派遣してその方にいろいろな管理も含めた対応してもらったほうが、かえって分館としての役割も、公民館としての役割が、機能が倍加するのではないかと私思うのですが町長、その辺について今回、分館、中央公民館を移転するにあたり、何か開発センターの総合的な活用というの考えておりませんでしたか。その辺将来的に含めて考えて。将来的なことも考えてどのように、その開発センターの役割というの考えておられるのか改めてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今回この中央公民館機能を開発センターに移すというこの考え方。これはあのもっと前からそういう議論があったわけなんです、ようやくここにきて農水省の補助金の問題もあったりしながら、長々と伸びてきたということでありますが、今後あのこういう形で、ま、やってみて、ただ管理費の問題については道の駅周辺。隣のフラップ大郷 21 も含めていろんな、ま、全国各地からおいでになるトヨタのハンドボールなどの大会も見てもですね、かなり全国規模で来ているようでもありますので、今後あの周辺全体をどういう形で管理していくべきなのかなども考えてみたいなど。そんな思いをしていたところでございます。今回、あまりにも唐突の公民館の移転ということになって議員からも御指摘を受けたわけでありますが、どうしても急がなければならないという既存の公民館の状況からやむを得なかったということで、まず今年度こういうやり方でやらせていただいて、来年は来年の、今年度の状況を見ながらどういう管理体制を整えていったほうがいいのかも考えてみたいというふうに思いますので、まず今年度はこの形でやらせていただくということに御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） そうしますとですね。今年度はこれで通すとしても、ここには5年間という期間は定めておるが、ある程度その辺についてはこの状況も変わってくるということで必ずしも5年間でもなくとも有効活用の点から考えた場合にこれ縮小して分館活動あるいは公民館活動と位置づけて、今町長が言われたような全体の管理も含めた中でのいわゆる5年間に必ずしも縛られるものではないということに理解していいですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そのようにしてまいりたいというふうに思います。公民館活動と、隣にあるんですが、厨房だって公民館事業で使っている場合もいっぱいあるようですから、そんなことを考えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。10 番高橋重信議員。

10 番（高橋重信君） えっとですね。道の駅、これは町の財産であります。西側にね、駐車場増設することによって最近大分来客者が多くなり、この間ですね、たまたまレストランに昼飯食いに…。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。開発センターの指定管理者の議案でござ

います。その内容に…。

10 番（高橋重信君） 道の駅全体の中の。

議長（石川良彦君） 全体でなく開発センターの。

10 番（高橋重信君） 開発センターの中に駐車場も入っているでしょ。

議長（石川良彦君） 駐車場はいいですけど、レストランないですから。

はい。整理してお願いします。

10 番（高橋重信君） 要はね、お客さんがいっぱいですよ。席にね、腰かけられないくらい。こういう形でね、活性化されてきています。ただね、業績がね、まだまだ悪いという意見もあるので、これは我々議員がちょっとね、反省しなければいけない部分…。

議長（石川良彦君） 業績、開発センターの内容で。

10 番（高橋重信君） 議長ちょっと関連しているから。

議長（石川良彦君） 関連でなくて、開発センターについて。

10 番（高橋重信君） 要はですね、業績悪いというのであればですね、要はそれに対して意見を述べて改善するための提案をするべきかなと。よく町民の方がですね、議員の人たち利用していないんじゃないか、ここのところとよく言われるんです。これはね、他所の議員じゃないし、我々大郷町民の町会議員です。やっぱりね、活性化するために…。

議長（石川良彦君） 何を質問したいか簡潔明快に。

10 番（高橋重信君） 活性化するためにね、やっぱりいい方向に向かうべきであり、これがね、町の財産で、それで要は、開発センターね。図書館という話も出ましたけど。そこはね、もう利用できないよと。何かあった場合、誰が責任持つんだと。そういうリスクあるところはねだめだよと。急遽…。

議長（石川良彦君） 公民館の話でなく、開発センターについて…。

10 番（高橋重信君） 急遽開発センターを移して、だからここで言いたいの…。

議長（石川良彦君） はい。簡潔明瞭に。

10 番（高橋重信君） どこの議員なのか、はっきりその辺を言ってね…。

議長（石川良彦君） 簡潔明瞭に質問してください。どうぞ。

10 番（高橋重信君） そういう形でね。他所の他町村でもね、道の駅も作るような話は聞きますので、その辺担当課としてうまく有効に町民の活性化の場となるように図って行っていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。ほかに質問ありませんか。（「不規則発言あり」）今の質問じゃないですから。ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。高橋重信議員に申し上げます。ちゃんと議会の会議規則に沿った内容での質疑をお願いします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号 大郷町開発センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

---

日程第5 議案第4号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第4号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それでは、議案第4号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書3ページを御覧願います。

議案第4号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町集合宿泊施設等の指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設。宮城県黒川郡大郷町東成田字長松沢山2番地の23。大郷町集合宿泊施設等。
- 2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町東成田字長松沢山2番地の23。株式会社ラトリエ。

3 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和3年2月12日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定期間が、本年3月31日をもって期間満了となることから、改めて指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、集合宿泊施設、交流施設、倉庫、交流ホール、研修室、管理室、屋外トイレ、歴史資料館、屋外交流施設、市民農園等、付帯設備として駐車場、敷地内の外構及び植栽、案内看板などでございます。

指定管理者が行う業務については、施設の利用許可、施設の自主運営、施設の運転管理業務及び、その他関連する業務でございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、1月18日に集合宿泊施設等、こちらの管理運営に関する仕様を決定するとともに、次期指定管理者候補者を公募の手続によらず、株式会社ラトリエといたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き規定及び大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条により、地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できることなどを踏まえ判断したものでございます。その後、株式会社ラトリエから提出されました申請書を基に、指定管理者選考委員会における審議の結果、指定管理者として適正との答申を得て、次期指定管理者候補者を株式会社ラトリエと決定したものでございます。

以上で大郷町集合宿泊施設の指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時49分 休 憩

午 前 10時49分 休 憩

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。ございませんか。はい。11番石垣正博議員。



11 番（石垣正博君） 指定管理のこの手続きに関する条例施行の中で第3条の中にですね、指定の申請というのがあります。法人にあっては登記簿謄本。当社の全事業年度の決算、財産目録等提示の条件となっております。そして、その後基本、協定書締結するということだと思いますが、それはあの、写しについてこの議会のも提示願いたいなとそういうふうに思います。そして、この縁の郷の名称が今後どのように変わっていくのか。それも含めてお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい。お答えいたします。添付資料につきましては、実際申請には添付ということでいただいております。資料の提供ができるかどうかというところは、なお確認した上で、御提供ができるのであればしたいと思います。それから、縁の郷の名称についてでございますが、今のところラトリエの考えとしては、そのまま縁の郷ということで、大郷町の縁の郷ということで名称は定着しているということもございますので、変更するといった考えのほうは今のところはないようでございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい。石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） 提示についてはですね、やはり我々も知っておくべきだろうと、私はそのように思います。ま、そんなことでぜひ写しのほうでもお願いを申し上げたいと思います。それからあの全員協議会において株式会社ラトリエの共同代表なのか。会長と社長がお見えになりまして、いろいろ話をお聞きしたわけでございます。ま、当社の考えとして、都市部の問題というか課題。そして大郷町の持つ課題というもの。解決のためにリスクというものはあるものの、農泊等。これを積極的に進めていくということの話をお聞きをしました。株式会社百戦錬磨とのしっかりとした意見。意見というのか話はしっかりとできているんだなと私なりにそのように感じ取りました。そのことから、この株式会社ラトリエがですね、今後大郷町にしっかりと事業展開できるようにやはり道路、または環境整備。このようなものをしてこの町として最大限の支援をしていくべきじゃないかと私は思っております。するべきだと、そのように思うわけですが、この町長の考えお聞きをしておきたいとそのように思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 縁の郷、あの一帯を里山として今後も維持管理しながら新しい農村文化の拠点となる、そういうロケーションにはあそこは本町

でも一番バランスの取れた地域であると考えておりますので、このコロナの収束がされることによって地方に新しい人の流れも出てくる。それを見通した形で百戦錬磨もあそこに描いたものを我々に提示したということで今回その関連会社であるラトリエが担当するということがあります。あそのみならずですね、大郷町全体を今後今まで我々が描いたものをさらに彼たちの持っている知識や、またいろんな世の中とのつながりを十分発揮できるように我々もお願いをしてまいりたいなというふうに思っておりますので、その環境整備も含めて国の補助金等々もあてにしながら、整備してまいりたいということを一言申し上げさせていただきます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） えっと、今回のこの集合宿泊施設の指定管理の指定について、ラトリエさんですね、状況について先日全協で示されたこの事業計画書に基づいて若干、質問したいと思います。まず2ページ目ですね。これの資料を開いて会社概要の中にありますが、この中で主要取引銀行ということで、JAバンク、みずほ銀行、北日本銀行の3社の銀行が書かれておりますが、このことについて間違いないのか。町として確認されているのか。どのように確認されたのか、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。一つ目。それから二つ目。役員の構成メンバーにですね、今町長からも答弁ありましたが百戦錬磨という百戦錬磨の代表取締役が今回の株式会社ラトリエさんの代表取締役という役員の構成になっているわけですが、この百戦錬磨。2017年の3月で当期純利益がマイナスですよ。マイナスの8億3,831万4,000円。このように報告されております。これインターネットで出ております。また、出ておりましたですね、極めて不安定な大きな会社であると私は考えます。今関連会社である株式会社ラトリエは、会社を起こして約半年後には事業を中断しております。この間、アメリカへの輸出や、ま、下のほうにですね、この説明の中でアメリカへの輸出や首都圏での販売が始まった直後にコロナ禍で全ての事業が中断したと。この間中断したということですが、この間の収支ですね、どうなっているのか。アメリカへのいわゆる輸出の仕事や、あるいは首都圏での販売が始まった直後ということで、始まるための経費もかかっているわけで、その辺の収支についてどのようにつかんでいるのかお聞きしたいと思います。どのように調査されたのか。その結果ですね、事業展開の中で影響を受けて、いわゆる泣いている方が労働者に賃金が払われないとか、あるいは支払うべきものが支

払われない。そういう方が出ているのではないかと思われるのですが、この中断したからにはですね、そういう点でどのようにこのラトリエさんの株式会社ラトリエの経営を分析したのか、調査したのか確認したいと思います。それから、12 ページ。12 ページには第8として、第一期から第五期まで事業計画数値が書かれております。ま、私たちの田舎者から見ると膨大な金額がここでは利益として出ているようですが、特にもう既に終わりつつあるこの2020年の数値について売上げで530万円あったと。それから、ま、売上げで、合計で540万ですね。原価で440万だと。粗利益で500万残っていると。この辺の状況について具体的にこれは過去のことですか。ほとんど。あと残っているのが3月くらいですから、ほとんど実態としてつかめると思うので、この辺について調査されたのかどうか。ただ数字をあげれば町のほうは信用するというところで、出されたとすれば大変な問題だと。そのことについてそのように調査されているのか、詳細にわたり説明を求めます。それから2番、実質初年度となる今年2021年の計画数値によれば粗利益で2億2,490万。計画で出されておりますが、この内容の詳細について町ではどのように確認されているのか。売上げで2億2,490、粗利益です。2億2,490万ですね、これね。違うか。違うな。ん。粗利益で、あ、違うな。粗利益では9,300万ですね。9,370万。粗利益で9,370万円の計画案が出されておりますが、この内容についてどのように分析されているのか。それからですね、もし今後今石垣議員の質問にもありましたが、今後民間会社である株式会社ラトリエの運営を支援するという理由で町からの支援は出さないのか。町長としてどのように考えているのか。町長。ラトリエさんのね、運営しやすくするために町の税金をつぎ込むようなことはないと思うんですが。民間に任せるわけですから。その辺についてどう考えておるのか。町長の見解を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。まず一点目でございますが、全協の資料2ページということになります。主要取引銀行ということで3行載っておりますが、こちらについてはこちらの資料の提出にあたって内容を口頭で確認したのみでございます。（「不規則発言あり」）はい。続きまして、事業中断。ラトリエですね。令和元年度につきまして、事業中断したと。その際の収支に関しましては、指定の申請書のほうに決算書のほう提出いただいておりますのでございます。そこでの損益といった部分でマイナスの当期利益でマイナスの226万円とい

うことでの決算の状況となっております。その際に、支払い。労働者であったりの支払いについてということでございますが、こちらについてはこちらで確認のほうはしてございません。続いて、12 ページでございますが、2020 年度こちらの事業計画収支計画の部分でございます。540 万円。今年度について、売上げということで出てくるといった部分でございますが、こちらについては農泊推進事業ということで、今補助金のほうを国のほうからいただいた中で事業のほう展開している分。こちらが 500 万円ほどございますので、こちらが主なものとなっております。それから 2021 年度。こちらの粗利の計 9,370 万円ということでございますが、こちらにつきましては、こちらはラトリエ全体の事業計画ということでの数値でございます。明細につきましてはラトリエのほうから今回指定管理におきます縁の郷、ふれあい農園の部分の収支計画についてはいただいておりますが、こちらのラトリエ全体の収支計画につきましては、現段階でいただいている状況でございます。あと、最後の町からの支援といった部分でございますが、こちらは。

議長（石川良彦君） 町長から。その前に課長、百戦錬磨の経常利益について。そこは調査したかということ質問あったのだけでも。

農政商工課長（高橋 優君） こちら百戦錬磨の収益の部分で 2017 年にということでかなりのマイナスが出ている、こちらのほうは確認のほうはしてございます。信用調査も実際百戦錬磨、それからクレセントという部分についても信用調査のほうかけさせていただきまして、内容のほうは把握しているところでございますが、百戦錬磨のこれまでの実績といったところから、この金額だけでの判断ということではなく、関連会社であるラトリエ。こちらで十分これから事業のほう展開できるとの判断で今回、御提案したところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員の御指摘が今回の新しい事業計画に踏み切ったところであります。今までの指定管理者に年間 1,000 万円程度の事業費を町がこれ以上続けることはいかなものかということも議会からの御指摘もございまして、私自身がもうこれは地域振興公社の持っている能力以上の事業であるので、相当知識の豊かな企業にお願いしなければ駄目だなと。そんなことを思いながら実は 3 年を経過したということでありまして。私もこの立場に戻って初めて内容を見たものですから。自分が 10 年前やっている内容と大きく変わったと。何だということで、皆さんよりもそういう意味では、これこれの事業に対しては責任とまた、改革の

考え方、強く持ったということでもあります。そういう中であって、道の駅については、あのようなりニューアルをやったと。また、続けてこの縁がどうしても本町で活かすためにはこのくらいの新しい大胆な発想に立つ企業をお願いしなければ駄目だということで、いろいろ手摺りを使ってきたところにこの百戦錬磨という会社が県内にあったということで、実は東京で彼の講演を聞いているうちに、なんだ仙台かということで話を申し上げて今日までできました。1年もかかりました。このラトリエの本社を大郷に移転して地元の企業として町民に理解を得ながら、町の企業として発展していくことを所長もそんな思いでおりますので我々できるだけ補助金を活用する事業運営で頑張れと。町からは一銭も事業費を提供するという事はないと。それでもよければということで始まった事業でありますので、今後も貸付を起こしたりする考えは一つもございませんので、その辺については御安心していただきたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 今、あの1円も町からは事業費としては出さないということ答弁されましたが、事業費ではなく環境整備についても出さないということで良いんですね。道路を直すとか。いわゆる彼らの仕事しやすくするための支援はしていくと。町で今まで1,000万近く出したから、その分を出したと思って彼らに注ぎ込むということなくなるということで理解したんですが。そのことについて。まだまだ、いっぱい質問ありますから。そのことについて、まず忘れないうちにですね、頭に入れててください。そのことも答弁求めたいと思います。それからですね、この課長から口頭でね、確認したということなんですが、いわゆる我々はこの信頼をするときに果たして銀行がね、どういうその銀行とのつながりが一番信頼の私は度合いを測る上で、大事なことだと思うのですが、その辺を口頭だけの確認で果たしていいものか。何らかの形で取引しているその書面における、何らかのものが無いことにはJAバンクでもいろいろこれ、必ずしも全国のJA見た場合に、こんな単純なものではないんでね。各支店なり出てくんで。みずほ銀行でも北日本銀行でも、この3社の銀行。口頭ではなく実際本当に取引されているのかどうか確認してほしいと思うんです。私思うのには今課長の説明では収支で前回226万円のマイナスがあるという、いわゆるマイナスが、あるがために銀行では切れないような流れもあるかもしれませんので、その辺について間違いなく銀行とのつながりを確認してほしいと思います。それからです

ね、口頭で言って銀行信頼するということが、そもそも間違っていると思います。それから、百戦錬磨のこのマイナス 8 億 3,831 万 4,000 円。これはその確認しているが信用できると。実際ね、信用できるとか、分かりませんが、この段階で会社の評判というのはね、100 点満点で 50 点のちょっと上、62 点ですよ。ね。その会社が何で信頼できるのか分かりませんがね。ましてや、もう既に 8 億 3 千。この年は売上げがね、7,800 万円でしたか、約 7,800 万しかないんですよ。この年の 2017 年の 3 月期で売上げが。ところがマイナスも一方で三角の 8 億 3,000 万あると。約 8 億 4,000 万近くあるわけで。こういう会社を、何を持って信用するのかと。これ 2017 年ですから、決してコロナ禍の前ですよ。かなり景気まだよかった時代ですよ。この大きい企業については。その中でもこういう実態ですから、今かなりひどくなっていると思うのですがね。そういう中で信頼できないと私は思います。そういう中でね、本当にこの信用調査したのかどうか。私は弦の一言で信用調査する以前に大丈夫だということが先歩きしたんではないかと危惧されるわけです。その辺についてももう一度どういう角度から信用されたのか。何が実績なんだ。実績あるってマイナスの実績ですよ。8 億の金額がマイナスになっているのですから。それを信用するということがどのように取るのか。その辺についての説明をお願いしたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） あの議員ね。この百戦錬磨のこの事業運営会社でないんですよ。ラトリエと関係はございますが、関係がございまして全くこの宿泊施設運営会社でないということで、ここは切り離すと。何ら私は問題ないと思います。また、ラトリエに町で運転資金を貸し付けたりするのかという意見であります。それは全く考えていないと。運転資金を貸したりすることはないと。ただ、あそこで事業やるための環境整備なり、そういうものを事業費として今後、補助事業として取り組んだりすることは当然のこと町がやらなければならないというふうに考えます。企業に対しての運営資金を貸し付けたりすることはないというふうに私は考えておりますので、地域振興公社と今までの町の関係は町が資本 7 割も持っている公社だから、それをやってきたわけだ。これが逆転をしなきゃだめだということは前々から申し上げてきた通りなのですが、農協もだめ。商工会もだめ。できるのは役場しかないから役場が全部改善改良やってきたわけだ。だから町でも 7,500 万も貸した。これは全然

違うんだよ。考え方が。いいですか。（「不規則発言あり」）若生議員何。ちょっと、はっきり言って。はっきり言って、7,500万円なんで貸したの。俺から言うとなんで貸したの。

議長（石川良彦君） 町長質問にだけ答えていいですから。若生議員、静粛に。質問あるときは手挙げてから言ってください。今千葉議員の質問についての答弁です。

町長（田中 学君） 今、千葉議員は拡大解釈して今話したけども、資本を町が投下することによって、その事業の責任も発生する。町であの施設をラトリエに貸し付けると。運営資本金は貸すことはない。今まで貸したからそれをやめるための新しい事業ですから全く心配ないということです。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。事業費、今後ということでのお話もあったかと思えます。こちらにつきましては、今回今年度ということになります。施設の長寿命化計画ということで施設の修繕であったり、必要な計画ということになりますけども、そちらの計画のほう今立てておるところです。それに基づいて、あの施設につきましては、あくまで町の持ち物ということでございますので、あそこで事業を行う。そのために必要な部分につきましては、町の施設ですので、町がある程度修繕というのは必要なことになってくるかと思えます。その分の事業費については今後も当然ながらラトリエがやろうが公社がやろうが発生してくる経費なのかなと思っております。ただし、ラトリエが投資的に行う部分。町が望む以上の部分といった部分で投資することになった場合については、国県の補助であったりという部分での町の支出というのは出てくるかもしれませんが基本的にはその部分を町が全てみるというようなことはないかと思っております。あと、百戦錬磨につきましてでございますが、こちらは町長からもお話あったとおりでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 口頭における銀行の三つの銀行のね、説明。これ信頼されるということですが、これちょっと調査してほしいと思うのですがね。それからね、今町長からもマイナス8億3,831万については町長からの説明あったということですが、町長8億3,800万円というのはかなりの額だと私思うのですがね、多分ね、これもっと増えていると思うのですよ。最近の状況見た場合に。減ってるはずないですよ。このコロナ禍の

中で。そういう場合に、あるいは 10 億、例えばですよ。この金額が膨れている中で今百戦錬磨と切り離して考えてくださいと言いましたが、ならばなぜこの代表取締役の中に役員の中でこのラトリエさんの役員の中で代表取締役の会長として上山さんですか。ウエヤマだかカミヤマさんなり、代表取締役の社長さんが。その上に一番上に上山さんがあるわけですからね。何らかの形でこれ大きなつながりあるわけですよ。全然切り離してと言いながら。切り離すなら先日の全協でも説明会に来る必要ないのですよ。私心配なのはね、こういう 5 年間なる契約をやっているが途中で、中途ですよ。経営が大変になったから、またどこかと同じようにやめました。それで町が当時は信頼できたのだが、こんなはずではなかったということにならないのか。もしそうなった場合に保障どうするんだという。そこまで考えていますか。そういうことは考えていないということはないはずですからね。町長としては。どうなんですか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 事業にはそういうことがいくらでもありうることなの。事業として、百戦錬磨がもしにっちもさっちもいなくなると。この事業をラトリエに全負担を百戦錬磨の借財を全部持たせて、あの縁が乗っ取りにかかれるなんていうことは、何の心配もございません。百戦錬磨が破産しようが潰れようが全く縁とは無縁のもので、ただ、社長とラトリエの会長という立場での関係はあっけども、それは何も町がこの会社に担保提供しているわけでも何もないわけですから。何ひとつこの会社のものを何かあそこに、縁にあるわけでもないですから。ただ、運営としては任せてはいるものの、何ひとつ向こうの担保に入っているものは一つもないということですから、私は何の心配もないと。（「不規則発言あり」）はい。逃げて行った場合にどうすんのと。（「不規則発言あり」）逃げて行った場合にどうすんのと云われたら、何も町のものだから、また別な企業探すしかないでしょ。物理的にそういうことだっちゃ。法的な法治国家だから日本は。法的にどうしていくか。悪いことして逃げて行ったら捕まると。悪いことしないやつさ、悪いことしたっていう話もあるわけだ。世の中だから。いいですか。そんなこと全然心配ない。そういうことです。法に守られている日本ですから、潰れようが三角なろうが別な方法をその時に考えるべきですよ。それで終わったわけでもない。過去形のものではございませんので、進行さえすれば進行形で物事を考えていく。それが発展というものでないですか。私はそう思います。



議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） ここにあの、大郷町公の施設に関わる指定管理者の指定  
手続等に関する条例というものの資料を私持っているのですが、こ  
こに第8条。今の千葉議員の心配している中でのそれにも当てはまるよ  
うな質問させていただきますが、ここに指定の取り消し等、第8条  
にあるんですけども。この中に指定管理者の責めに帰すべき事由により  
当該指定管理者による指定を継続することができないと認めるとき、そ  
の指定を取り消しまたは、期間を定めて管理の業務の全部または、一部  
の停止を認めることができるというこの内容と言いますか、条例あるん  
ですけども、これはあの契約書と言いますか、仕様書と言いますか。ラ  
トリエさんとのね。これはしっかり内容に入っている、入れるのかどう  
かと入っているのかどうか。あと先ほどあのもし途中でラトリエさんな  
り何なりが駄目になったときどうするんだというようなお話もありま  
したけども、その中にも損害賠償義務という10条の規定もあるんです  
けど、この中にあの、故意または過失によってということで損害は町に  
与えた場合には賠償しなければならないというようなこともあるので  
すけど、これも契約書なり仕様書の中にきちっと入れるのかどうなのか。  
確認したいのですけども。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） まず、指定管理のですね、取り消しの部分で  
ございます。こちらにつきましては指定管理の基本協定書の中でですね、  
ま、条項のほかになりますけども、第34条におきまして、甲による指  
定の取り消しということで、取り消しのほうが当然条例にも載っており  
ますので協定のほうでも、そういった部分については網羅している内容  
でございます。それから、損害賠償の部分ということでございますが、  
こちらにつきましても、少々お待ちください。こちらですね、第25条  
以降ということになります。損害賠償であったり、第三者への賠償、  
保険の加入、不可抗力発生時の対応であったりという部分について、協  
定書の中で網羅してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） はい。大友三男議員。

4番（大友三男君） まあ、あの、質問がダブるというか重なると思うんです  
けど、これ、こういうものの内容というのは私らが確認できる状況って  
あるんでしょうかね。協定書。ラトリエさんとの交わす協定書を確認で  
きるのかどうなのかって。

議長（石川良彦君） はい、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、一般的に公文書ということになりますので、開示請求があれば提供のほうはできるものと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） まず、あの町と百戦錬磨の接点といいますか、どういういきさつで今回、ま、先ほど町長からも話ありましたが、話を聞いて云々という話でしたが、その辺もう少し詳しく町と百戦錬磨の接点をお聞かせ願えればと思います。あと、あのこの全協時の資料の 12 ページのラトリエの事業計画書ですね。これ、あのこの間も、これはあのラトリエ全体の計画書であるという話でしたが、今回ふれあい農園やら縁の郷の事業に関しまして、その事業に関しての計画書というのはないものなのか。その辺お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。まず、計画書の関係でございますが、収支計画書につきましては指定の指定管理者の申請の段階で収支の計画書のほうそれぞれ縁の郷の分、ふれあい農園に分ということで分けて、それぞれ提出いただいております。こちらにつきましても、先ほど申し上げましたが、開示の請求があれば提供できるものとなっております。それから百戦錬磨との接点というところでございますが、こちらについては、町長のほうと直接ですね。上山会長のほうが最初にお話のほういただいた中で、その後…、お話、百戦錬磨さんということではなく、中途から途中からラトリエという形でその辺事業の計画について、様々な形で御提案いただいたところでございます。ちょっと詳細、最初の接点といった部分については、私のほうで詳しく把握のほうはしてございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） はい。若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） この数字に関して事業計画なんですが、これは開示請求しなければ、我々は見られないという話なのですが、そう理解していいのですか。普通に出せないのですか。そういう数字もある程度、必要だと思っておりますが、その辺もう一度答弁お願いします。あと、あの百戦錬磨との関係、町長のほうからも詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 出してくださいって言えば出せるんですよ。ね。仕様書と協定書。仕様書と。先ほども出たけど、仕様書と協定書を議会に提出願いたいと思うのですけども、いいですか。どうぞ。

農政商工課長番（高橋 優君） 申し訳ございません。先ほど一般的にという

ことでお話のほうさせていただきましたが、御提示のほうですね、議会のほうから要求あれば提示のほうさせていただければと思います。

議長（石川良彦君） その点、あの予算審査も3月にあるんで、その前に議会に提出願いたいと思います。よろしいですか。

農政商工課長（高橋 優君） はい。

議長（石川良彦君） ということで、後ほど提出していただきます。次に町長、百戦錬磨の話出ておりますので、お願いします。町長。

町長（田中 学君） 一昨年なんです、台風の前だったのですが、東京で異業種交流の集いのシンポジウムがあって、私もそこに参加をしていた。今後の農業の在り方なり、地方の農村のこれからの進むべき方向性を議論していた時に彼と出会いがあって、彼の考え方、私もあの共鳴する部分が大変多くて、後から電話で彼に町の今進めている縁の郷の運営事業にあなたの持っている知識を活かしてほしいなど。一回遊びに来てくれということでお願いをして町に来ていただいて、現場を見て、雨の降る日だったのですが、そしてまた、道の駅をみて、道の駅でお昼を食べながら、あの事業をあなたであればどうするか。そんな話をしながら、まず、何よりもこの大郷町が農業を基本に自立可能な町になるだけの資源があるかと。大いにあると、こういう彼の考え方に私ももう少し深くこの縁を考えてほしいという。今実は約1,000万円の運営費をこの地域振興公社に支払って仕事をやってもらってた。1,000万円支払いして、これだけの内容なんだと。それでも赤字を出しているような事業ではやっている意味がねえと。やめるわけにいかない。どうすればいいかという話を二、三時間あの、公社のレストランで話をしていた。その後には実は岩手県に本社のあるラトリエをここの地元の本社を移して、地元の企業として、地域の皆さんと一緒にここを再生しようという考えがあるんですが、いかがなもんですかという話があって、それから町のテーブルについてもらったというのが、いつだっけかな。何月だっけかな。いつだっけか。一番最初はそれから始まったんですよ。人対人の関係で進めたということでありますので、そうしているうちに全農の事務所に自分の会社の職員を派遣して全農の動きを十分把握しているそういうポジションも持っているということで、全農の担当も本町に来て、いろんな話をしていた。それから農林中央金庫もその後に来たり、様々な形で大郷町の将来の農業の展望については、この連中と一緒に進めていくことが本町にとっては大変得の部分があるなど。こういう判断をして今日まで来たということでありますので、今後は一つ議会の御理

解も得ながら、あの縁を新しい大郷町の観光の拠点になるような内容に生まれ変わることをお願いをしております。以上であります。

議長（石川良彦君） はい、若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） はい。あの、ま、こういう事業に関して、ま、他所からこう、業者が入ってきて、ま、私まだ議員になる前でしたが大郷町では川内の流通工業団地開発というか、それに関しましていろんな事態が発生しました。今回あの、前は公社云々、公社絡みで公社が絡んで事業主が公社云々ということもあったと思うのですが、そういうことがないので前回のよう、あん時のような不祥事は発生しないとは思いますが、やはりその辺の前例もあるものですから、当時も町には迷惑かけませんよ、議会にも迷惑かけませんよって言いながら事業を進めたという経緯もあったと私お聞きしております。

議長（石川良彦君） ちょっと内容、指定管理者について。

13 番（若生 寛君） そのようなことがないように、ぜひお願いしたいと思いますが、その辺の覚悟をお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 議員何か、あの、どういう話があなたに聞かせた人がいるのか分かりませんが、あの川内の流通工業団地、45 億であの事業やった、あるいは民間でやった。町は一銭も出していない。ただあの土地を売却する。そのためにどうしても社会的に信用得なければならないという民間の申し入れがあって、販売する事業に地域振興公社もあるデベロッパーの不動産部門と一緒にあって、あの販売に取り組んだ。その時に 1 億 2,000 万円の赤字抱えた。地域振興公社。この 1 億 2,000 万の赤字をどう返済するかということで、考えたのがその不動産部門に参加をさせて。

議長（石川良彦君） 町長、質問してんの、新たな指定管理の業者にやることによって町に迷惑かかからないよということでの説明。そこに簡潔に。

町長（田中 学君） 今すごく大事な話を若生議員が私に質問してくれた。この話は絶対、孫子のためにも話さなくてないと思っているわけ。

議長（石川良彦君） 簡潔にお願いします。

町長（田中 学君） 全くそれも、町でなんか一銭も迷惑かけてない。迷惑かけるように作ったんだ私を。いいですか。そうですよ。その話はいずれどっかでこの議会上でないところでお話したいと思う。

議長（石川良彦君） はい。ほかにございませんか。はい。大友三男議員。

4 番（大友三男君） これ確認しておきたいのですが、全協の中でも質問あ

ったんですけど、現在あの縁のほうに勤められていらっしゃる方々の雇用の関係の確認をしておきたいのですが、どのような扱いになるのか。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。縁の郷での来年度からの雇用の関係ということでございますが、こちらにつきましては、ラトリエの社員が1名。それからパートが。失礼いたしました。パートが5名。それから…。

議長（石川良彦君） 今答弁中です。静粛にしてください。

農政商工課長（高橋 優君） 委託ということで、今現存する社員の方3名いらっしゃいますが、そちらはおおさと地域振興公社の社員の身分のまま公社からラトリエのほうにお手伝いをいただく委託契約のほうを結んでの従業員ということにする予定でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 先ほどの百戦錬磨の件なのですが、こういうことについて指定管理委員会からどのように揉まれたのか。あったのか、話がなかったのか。それともう一つ確認をしておきたいのですが、百戦錬磨において8億の赤字を計上したということでもありますけども、これ2017年。その後どのような変わり方しているのか。私ちょっと調べたのですが、これも町で確認してほしいのですが。クールジャパン機構から9億八千何某かの譲渡受けてますよね。資本金すっかり、そのまま資本金になっている。これはいつなのか。このクールジャパンは一千十何億の出資をもって、しっかりとそれをサポートしている。その辺からすると私は特に問題ないのかなという判断で今回もこの議会に出てきたわけですが、その辺も含めてもう一度調べてほしいとそのように思います。あと、その結果お知らせ願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長

農政商工課長（高橋優君） 指定管理者の審査委員会でございますが、こちらの中で評価ということでさせていただいております。項目としましては経済性であったり、実績、管理体制、安全性、事業性、経営安定、地域貢献、独自取り組みであったりといった部分について、評価のほうそれぞれの委員さんのほうからしていただいて、していただいた上で適正な事業者だということでの判定のほういただいているといったところでございます。それから百戦錬磨のことについてでございますが、今こちらで手持ちです、その信用調査の結果というの持っていないという

ところでございますが、確かに石垣議員さんおっしゃったとおりクールジャパンからの出資といった部分でかなり大きな出資のほうはいただいているというところは確認してございます。こちらの内容について詳細については、後ほど御報告させていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 大郷町集合宿泊施設等の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 大郷町ふれあい農園の指定管理者の指定について

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、議案第5号 大郷町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それでは、議案第5号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書4ページを御覧願います。

議案第5号 大郷町ふれあい農園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町ふれあい農園の指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設。宮城県黒川郡大郷町羽生字袖原、遠原地内。大郷町ふれあい農園。
- 2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町東成田字長松沢山2番地の23。株式会社ラトリエ。
- 3 指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和3年2月12日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の指定管理者の指定につきましては、新たに大郷町ふれあい農園を運営するにあたり、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、農園用地24,191㎡、休憩場平屋建て67㎡及び付帯施設として駐車場、案内板などがございます

指定管理者が行う業務については、施設の利用許可、自主運営、運転管理の各業務となるものでございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、1月18日にふれあい農園の管理運営に関する仕様を決定するとともに、指定管理者候補者を公募の手続によらず、株式会社ラトリエといたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き規定及び大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条により、地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できることなどを踏まえ判断したものでございます。その後、株式会社ラトリエから提出されました申請書を基に、指定管理者選考委員会における審議の結果、指定管理者として適正との答申を得て、指定管理者候補者を株式会社ラトリエと決定したものでございます。

以上で、大郷町ふれあい農園の指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日の全協の資料見ますと、この駐車場について500㎡ということだからかなり狭いなと。この面積の割合からしてですね。その辺について将来的にどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。それから、これを任せるにあたってラトリエさんをお願いすると

いうことですが、改めてお聞きしたいのですが、ラトリエさんの資本金はいくらになっているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。それから関連してですね、今回土地を協力する予定の地権者に対して地代の支払いについてはいつの段階で支払いになるのか。契約の段階で支払うようになるのか。それとも何らかの形で理由を付けて支払い期間を延ばすのか。その辺についてお願いしたいと思います。それから、地域の理解が得られないなどという、例えばそういう理由でですね、事業半ばで中断することになった場合、どのようにいわゆる5年間の中でですね、どのような町では対応する考えなのか。これも先ほど町長が説明したように事業だから仕方ないんだと。それはそれでその時考えることだということですが、その辺について中途でこの方が、実績がない事業ですからね。このラトリエさんは。今回立ち上げたところは、私は実績がないと私見しているのですが。もし実績があればそれを説明してほしいのですが。ラトリエさんの実績ですよ。この貸農園についてね。その辺の実績どうなのか。もしなければ中途で投げられることも十分に考えられると。先日の説明会で私聞くとところによると全農さんの御指導を受けていくということでしたが、農協そのものが手一杯ですから、農家の指導で。ましてや、新たなふれあい農園での指導なんていうのは、今のJA新みやぎではとてもできないような状況の中で、どのように対応していくのかも含めて、中途で投げられることがかなり考えられます。その場合の町の責任はどうするのか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。まず、駐車場のことですが、たしかに議員おっしゃるとおり今ある駐車場では足りないというところは認識しているところでございます。ひとまず今回指定管理ということで駐車場になっている部分ということで今回御説明のほうさせていただきましたが、今後必要な場合につきましては、地権者の方との御相談もさせていただきながら、必要な分の駐車場については確保できればと考えてございます。続きまして、資本金でございますがこちらにつきましては、資本金の額としまして500万円ということになってございます。続いて、地代というところでございますが、こちらにつきましては、今後お認めいただいた段階で契約書のほう取り交わすということになります。その段階で、ラトリエとも最終的な協議。それから地権者様との協議という部分も必要になってくるかと思っております。そちらに



つきましては様々な御意見をいただきながら誓約書のほうは作成させていただいて、地代の支払いの時期につきましても、その中で決定していければと思っております。それから中途となった場合の対応といった部分でございますが、たしかに株式会社ラトリエにつきましては、農園の運営といった実績のほうはたしかにございません。そういった中で議員の皆様のご心配な部分というところはあるかと思っております。ただこちらにつきましては、仮にですけれども今あまり考えたくないという部分はございますが、仮にそういった事態になった場合につきましては、当然ラトリエとその以前に協議をした中で新たな事業者さんを探していかなければいけないといった部分は当然考えていかなければいけないものと思っております。

議長（石川良彦君）　ここで昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午	後	0時02分	休	憩
午	後	1時15分	開	議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。12番千葉勇治議員。  
 12番（千葉勇治君）　えっとですね。まず、一つはこの資本金の500万円について間違いなく確認しているのかどうかですね。何か、通帳か何か見て確認しているのか、ただ口頭だけだったのか、その辺もう一度お聞きしたいと思います。それからですね、あの、ま、あの町では今の説明お聞きしておりますと、いわゆる事業が半ばで中断した場合にどうするんだという質問に対して、その時には別な業者を探すという答弁でしたが、結局は前に解散した段階でもですね、探すことも出来なくなって結局はお客がいなくなってやめたというような経過があったもので、その辺についてどのような反省をもって今回はこのラトリエさんをお願いするようになったのか。その辺もう一度情報の考え方を聞きしたいと思います。なお、この4ページですね、ラトリエさんが示した4ページのパストラル縁の郷のリニューアルと含めて2番目のふれあい農園、貸農園化、あるいは町中のクラインガルテンの構想の実現、こういう中であって最終的には地域商品の流通ということまで考えておるわけですが、これに関して町では何らかの例えば農泊交付金の協議会運営するとかって、書かっていますが、何らかの形で町中でも町でも参加するようなことになってくるのかなと思うのですが、町の金銭的な負担も含めて町は

どのような今後このふれあい農園を通じて参加を考えておられるのか。まるっきりこの今回のラトリエさんに丸投げでいいと考えておられるのか、その辺についてお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） はい、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。まず、ラトリエの資本金ですが、こちらにつきましては登記簿謄本のほう確認して500万ということで記載がありましたので、その金額ということになるかと思えます。あと、以前のふれあい農園といった反省を踏まえてといったところでございましたが、こちらにつきましては、やはり利用者にとどのようにして満足してもらえるか。それが一つだと思います。環境整備であったり、そういうところも含めて利用者の方がずっとここで農園のほうやりたいと思っていただけるようにラトリエとしっかり協議した中で、地域の皆さんともお話した中でどのように運営していったらいいかという内容をしっかりと協議していきたいと思ってございます。それからラトリエの資料の中でということですが、4ページ。こちらふれあい農園、宿泊施設、レストラン。こちらのクラインガルテン事業について町が何らかの関わりが出てくるのかということをございますが、こちら今おおさと地域振興公社が事業主体ということで事業のほうですね。農泊推進事業のほうしている状況でございます。こちらにつきましては農業者の方についても、御案内のほうを差し上げて、何名かの農業者の方、農業体験といった部分で御協力もいただける方を募りまして、研修会であったりを実施しているところがございます。最終的には地域協議会といった形を作ればということで今振興公社、それからラトリエ、それから農業者の方のほうで協議を進めている状況でございます。その中に町もその協議会の構成員ということで入らせていただいております。さらにそこで金銭的な負担といった部分でございますが、現段階のところでの金銭的な負担といったところはございません。今のところ、その農泊推進事業、クラインガルテン事業ということになりますが、そちらにつきましては100パーセントの国からの補助の中で今のところは実施しているところがございます。今後につきましてもそういった有用な補助金のほう活用しながら事業のほう展開できればと考えているところがございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のこの、百戦錬磨さんなりラトリエさんのですね、事業の中で特に中核を占めているのがいわゆる農家への宿泊、農泊事業。

この事業が大きいようなんですね。国、農協団体、全農あたりでも取り組みを見ておられます。実際大郷としてこの農泊を力入れていくように考えた場合に果たして、泊まるような場所がどの程度ふれあい農園のほかにはですよ。縁の郷のほかには、どのくらいか何か見通し持っているのですか。ただ羽生の貸農園だけでなく、その辺の彼らの目指している宿泊施設のいわゆる町中クラインガルテン構想、この実現に向けて町としては何らかのイメージなり構想持っている必要があろうと思うのですが、これもあれですか。これからなんですか。あくまで、ラトリエさんの構想が示された段階で町がそれに付随していくような形になっていくのですか。主体性があまりにもないような感じするのですが、どうなのですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 農泊推進事業でございますが、もう既に12月の段階から進んでいるというような状況になってございます。それと併せて、先ほど議員のほうからもお話がございました、全農との農泊事業といったところについても基本的に最終的にはラトリエとの連携といった部分で事業のほうですね、展開しているところでございます。町としても農泊推進事業、こちらにつきましては、そもそも縁の郷がそのための施設であるというふうに思っておりますので、当然ながら協力しているところでございます。農泊の施設といったところで空き家がかなり町内でも100件以上あるというような状況になっておまして、その空き家を活用できればということで全農のほうからも御提案をいただきまして、その空き家の情報の提供であったりといった部分で今調査のほうしている状況でございます。羽生地区においても、その空き家の調査ということで入らせていただいた経過もでございます。全員協議会の中でもラトリエの説明でありましたが、今年度空き家をリノベーションして泊まれるようにするための事業ということで、今のところは4件から5件ということで、計画しているというようなところでございますが、来年度以降さらに広げていければと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 東原地区のほうの畑なのですが、農泊して利用することになるのですが、その利用される方に現状のままの畑の常態でお貸しするのか、それとも開発して利用しやすいようにしていくのか。もし開発しなければならなかったら、その費用というのはラトリエさん持ちなのか、町持ちなのか。その辺をお聞きしたいんですが。あと、もう一

つですね、もし、その開発行為があるというのであって、ラトリエさんがちょっとなくなられたという感じになった時に返してもらったときに元通りの現状で返してもらえるのか。その開発行為のままで返していただくのか、その辺をお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。ふれあい農園でございますが、こちら今現状のまま、そのまま農園として活用するのかとといったところでございますが、こちらにつきましては今現在地域の地元の農業法人さんのほうに委託といった形を考えながら、どういった区画割にすればいいのか。ただ単に区画割しただけではあの環境を維持することはできないというところも認識しておりまして、作業道を付けなくてはいけないとか、そういったところ。ま、あと排水の関係もあるかと思えます。そういったところ、やはりラトリエさんだけでは分からないという部分がありますので、地元の法人さんであったり、地権者の方であったり、お話を伺いながら今最終の詰め段階に入っているというようなお話を伺ってございます。それでそちら、現状、今の現状が本当の意味での現状なのかというところではありますが、最終的にお返しするというような状況になった時点において、地権者の方と協議をしながら基本は原状復旧ということになるかと思えますけれども、地権者の方とお話をした中でどういった形でお返しすればいいのかといった協議は必要かと思えます。そちらの環境整備の費用といった部分でございますけれども、こちらにつきましては今のところ町でといったところでの費用負担というのは今のところは考えてございません。ラトリエさんのほうでも地元の農業者の方、農業法人の方に委託をして区画割だったりをこれからやっていきたいというようなお話を伺っているところです。以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 前に説明会あった中でですね、野菜作りをラトリエさんのほうに甘く見ないでくれと。あそこは斜面というか、急ではないですけど斜面になっていて大雨振った時、土が上から下に流れてくるというような状況の畑なんですよね。今から利用される方というのはやっぱり平らな畑のほうがいいわけで、わざわざ斜面がきつようなところ借りるのは難しいのかなということで聞いたのですが。その開発行為しなくても大丈夫というのは本当にそういう考えでいるのかどうかお願いします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。こちら、現状もちろんラトリエも現状の状況というのは確認しております。平らでないような状況に今なっているというふうな部分も当然区画割をしてっていう段階で当然平らにしなくちゃいけないというのは認識しておりますし、説明会の時もお話としてありましたが、排水の関係であったりとか、野菜作りの部分であったりとか、そういった課題のほうもその説明会の時にいただいた内容になってございますので、その辺の課題の解決については当然ラトリエも考えておりますし、町とも協議している中で今後さらに最終的な詰めのほうをしていければと思っております。開発といった部分ということでございましたが、開発行為に及んでしまうといった内容でしょうかね。はい。で、そちらにつきましては農地法上の問題もございます。農地法上で農園の整備といったところについては、農園として利用することについては問題ない。ただ、許可については必要になるといった部分はございます。その際に土地を動かす、土を動かすといった場合にどれだけが、許容範囲になるのかといったところも確認しながら必要であれば、その手続きは取りたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） はい、熱海文義議員。

7番（熱海文義君） だから、例えばそういうふうになった時にお金がかかるわけじゃないですか。そいづをどこで持つんですかということ聞きたかったんです。あともう一つね、地権者と問題なくするためにも農政課や担当課のほうで現状を何カ月にも一回か確認してもらいたいなということなんです。現状変わってたら大変なことになるのかなという気持ちでいるので、その辺も踏まえて答弁していただければと思うんです。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。その開発の経緯費。環境整備の経費につきましては先ほどもお話をさせていただきましたが、今のところ町での負担といったところは考えておらないと。でラトリエのほうで、その委託する農業法人さんのほうにお願いした中で、委託料でお支払いするのかと考えてございます。それから、現地の確認といった意味でございますが、たしかに当然ですね、町のほうでお借りしているところがございますので、その辺は随時、私たちも現地というか現場のほうに出る機会もございますし、定期的に確認できればと思います。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 大郷町ふれあい農園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは議案第6号の提案理由について御説明申し上げます。議案書5ページをお開き願います。

議案第6号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約の締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号第96条第5号）及び議会議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号第2条）の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的。令和2年度旧粕川小学校解体工事。
- 2 契約の方法。条件付一般競争入札。
- 3 契約金額。一金1億1,605万円。うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額、1,055万円。
- 4 契約の相手方。塩釜市港町二丁目14番21号。宮本産業株式会社。

令和3年2月12日提出

大郷町長 田 中 学

議案第6号につきましては、令和2年度旧粕川小学校解体工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求め

るものです。

はじめに、工事概要の説明をいたします。

解体撤去工事、棟数が 11 棟でございます、面積が 2,500.34 m<sup>2</sup>です。内訳としまして、校舎が 6 棟、1,713.51 m<sup>2</sup>。屋内運動場が 2 棟で 753.77 m<sup>2</sup>です。付属棟が 3 棟で 33.06 m<sup>2</sup>。工作物、プール等一式となっております。

本件については、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、12 月 28 日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、解体工事の承認格付け A ランクで、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が 700 点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。監理技術者を工事現場に専任で配置できること。平成 27 年度以降、国または地方公共団体から受注し、引き渡し完了した解体工事の施工実績を有することとしたところでございます。

その後、令和 3 年 1 月 5 日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、1 月 14 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。

入札参加申請にあたっては、今回落札した、宮本産業株式会社を含め、9 者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、1 月 28 日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、予定価格 1 億 7,555 万円、低入札調査基準価格 1 億 5,795 万円に対し、最低入札者の入札価格は 8,880 万円で、低入札価格失格基準により調査したところ、失格基準を下回っていたことから失格としたところではあります。

次に、次順位で入札した宮本産業株式会社の入札価格は 1 億 550 万円で、失格基準を上回っておりましたので、2 月 3 日に同社からのヒアリングを実施の上、2 月 4 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行ができるか審議したところではあります。

審議の結果ですが、同社は、創業 70 年、会社設立 41 年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中での受注意欲もあり、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に

施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。

本工事に関し、同社における利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は、企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。

このことにより、宮本産業株式会社を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、1億1,605万円として、2月9日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、令和3年3月29日までとしております。

以上で議案第6号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 入札においてですね、1社辞退しておりますが。事前辞退。この理由についてお聞きしたいと。あと、あの工期の面なのですが、もうあの2月も10日を迎えようとしておりますが、3月29日の工期で大丈夫なのか、その辺もお聞きしておきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 1社の事前辞退の理由でございますが、会社におきましての辞退ということで内容等につきましては会社の中での判断での辞退ということでございます。工期でございますが、今回3月29日までということで設定してございますが、3月議会のほうで繰越明許を議会のほうで議決いただきましたら、変更契約で対応させていただきます。今の予定ですと10月末ということでの予定になってございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） えっとですね。今回その9社にお願いして8社が参加したと。その中でも1社を除いて7社が低入札価格だったということで、ま、1社は失格になりましたが、あとの6社について低入札の中で特にですね、共通して低入札価格に至ったものの内容的にどの辺が特にこの共通した内容で低価格に至ったのか、その辺についてどのように分析されているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 調査した件につきましては、今回落札者と決定しました宮本産業さんの部分の確認をさせてもらったわけでございますが、全体工事費の全体的に今回につきましては事業費を圧縮した内容で応札をしていただいた結果ということでございます。



議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いつの入札でも安いから良いというような評価もあるんでしょうが、ただ最近ともするとこの低入札価格でなかなか時間がかかると言いますか。私その中で、一方ではですね、それだけに価格的にもう少し町のいわゆる見積価格というのですか。その辺の調整ももう少し高すぎるのではないかと。厳しい価格で臨んでも十分に対応できるのかなという感じも受けるわけなのですが、やはりこれは年度中の一貫した姿勢で対応せざるを得ないということになるのか。あるいは年度変わることによって新たな考えを持っておられるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） これにつきましては、以前にも同様の質問がございまして答弁させていただいてございますが、町の公共単価でございまして、その都度変えているわけではございませんで、その際の町の、町というか県で積算したというか、町で積算してございますが、県で示された金額に応じて、それを積み上げていった結果が予定価格となつてございますので、それを町独自でですね、それを歩切れと行って金額を下げるとか、それにつきましては品確法において国で規制をされておるものでございますので、それはできないということになってございまして、今回も公共単価ということで決めた中での積算での予定価格を示したものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いわゆる、その予定価格というのは国で定めていると。その単価表に基づいてやらない、もし町独自にね、1割を下げるとか、そういうことすることによって、それは違法的な行為と見なされるわけなのですか。法的に問題あるということで理解していいのですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 平成27年4月でございますが、予定価格の適正な設定ということで国から指針が示されてございまして、先ほど話しましたが品確法に品質の確保に関する法律に基づいて、それで定められておりますので、それは絶対してはだめだということで国からの示しがございます。

議長（石川良彦君） ほかに。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 全協でも説明あったのですが、なかなか理解できなくて、もう一度説明を求めます。低入札価格失格基準というね、これの

計算式で実際これくらいになったというのをお示ししていただきたいなど。ここで第3条となっているのですが、これは何の第3条なんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず、これ条項でございますが、低入札価格失格基準というのございまして、その3条の中で全協時もお話しましたが、最低入札価格が予定価格の3分の2の9割を下回った場合。今回1億7,550万円でございますので、3分の2の9割ということで、1,530万を下回った場合は失格となるものでございまして、今回第1で入れていただいた分は8,880万円ということでございまして、その分につきましては、先ほど言いました1億530万円を下回っておりますので失格とさせていただきます。次順位の入札、応札された会社につきましては、1億550万ということで20万円ほど失格基準を上回っておりますので、今回このような形になったものでございます。

9番（和賀直義君） 低入札失格基準という、ま、そういう何と言いますかね。規約がある。その計算式、今お示しあったんですけど。これはどうなんですか。県のほうからそういうレベルというか、そういうのは決ってらっしゃるのですか。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） これは町独自で設定したものでございますが、県に準じた形で町のほうでは基準を設けたものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、4番大友三男議員。

4番（大友三男君） あの、これ、ま、宮本産業さん。低入札失格基準よりも上だということで、20万ほど上だということで、あの、ま、落札者ということで仮決定しているのだということでのお話なんですけど、これ想定の話すると申し訳ないんですけど、この宮本産業さん本体が工事する分にはこの、ま、約60パーセントを下回るということはないと思うんですけど、これ下請けさんに例えばその仕事任せたときに当然そこに宮本さんが利幅というもの取るわけですから。この低入札価格失格要綱と言うんですかね。に該当するような形の工事になるんじゃないかと思って、ちょっと心配しているんですけど。そういうふうなことがあった場合に町としてはどのような判断をするのか。答弁できる範囲で構わないので。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今回の低入札価格のヒアリング

を実施した際に宮本産業さんのほうと確認してございます。下請け等が  
ございますかということで話をしたところでございますが、その中でい  
わゆるアスベスト。前回の予算議決をいただく際にも議員の皆様からい  
ろんな質問等ありましたが、今回につきましては、粕川小学校につきま  
してはアスベストがございまして、アスベストにつきましては下請け  
業者のほうにお願いしますと。あと足場につきましても、その専門の足  
場業者のほうにお願いすると。その二点につきまして、それぞれですね。  
それぞれの会社から見積もりをいただいた中で今回の応札金額 1 億 550  
万円ということになってございますので、決してその、無理なことを下  
請け会社をお願いするとかではなくて、その見積もりをいただいた中で  
積算した内容で応札したということになってございますので、その辺は  
御心配いただかなくてもよろしいかというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、13 番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） あの、町長のあの、最初の挨拶の中で解体に伴って、何  
と言いますか。思い出の品とかそういう貴重な品が出てくると。それは  
防災コミュニティ云々に展示するような話でございましたが、それら  
のもの改修なりというのは、この工事に入るんですか。またそれともど  
っか別なところでやるんですか。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今後事業者様との調整は出てく  
るわけでございますが、まず、あの、今回解体の際に例えば二宮金次郎  
の部分とかですね、あるかと思いますが、あと校歌とかですね。それを  
一時的に解体から外しまして、この一回保管してもらって、今後あと二、  
三年後に防災センターなり建築しておるわけでございますが、その際に  
展示のほうを。展示と合わせてですね、いろんなあの地区の方との御意  
見をいただきながら、どのようにしたらよろしいのかということで検討  
してまいりたいと思っております。今回あくまでも解体ということで  
ございますので、あくまで一時的に外すだけということになるものでご  
ざいます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、10 番高橋重信議員。

10 番（高橋重信君） えっとですね。この低入札価格ですか。公共物の平成 27  
年度からですね、改正になりましたよということなんですが、その以前は  
ですね。要は、この宮本産業さんですか、これが 1 億、ま、消費税抜い  
て 1 億 5,000 万ですか。あ、1 億 500 万ですか。なんですが、要は  
ですね、以前課長がその課にいたのか分かりませんが、味明小学校。当時

ですね、解体工事どのくらいのね。予算で出来るのかと。ま、当時のね、担当課長にお聞きしましたら、この議場の中でですね。4,500万ですと。あとからですね、本議会でね、採決の前にですね、7,000万になったわけなんです、その辺から見るとですね、ちょっと大分開きがなったのかなと。その当時27年以前はですね、どういう基準になっていたのか。その辺ちょっとお聞きさせていただきます。

議長（石川良彦君） はい、では財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 27年と言いますと、今から6年前のことです。まして、公共単価がですね、今から大分低かったと思いますし、当時そのアスベスト云々というのがですね、その段階であったのかどうか分かりませんでしたの、今回アスベスト部分につきましてはアスベストが入ったので今回時間も要したわけですが、今回の予定価格の中にアスベストの分が約6,000万円の予算が計上されて、あ、予定価格が算定されてございましたので、それを引きますと、まず予定価格にすると約1億数千万円が今の解体費用となってございまして、アスベストを含めますと1億7,500万円ということの算定でございました。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。はい、大友三男議員。

4番（大友三男君） ま、今アスベストのお話がありましたが、アスベストどの状態でどの部分に含まれているのかってということちょっと。あと量ですよね。把握しているのかどうか。量といいますか。含まれている部分の量ですね。

議長（石川良彦君） はい、では財政課長。

財政課長（熊谷有司君） あの、今回ですね、いろいろ設計していただいたのが、いわゆる国のほうで国土交通省のほうにお願いしました中で設計してもらって、いろいろアスベストの関係今大分法律的にも厳しくなっている状況でございまして、全箇所調査していただいた中でいわゆる全教室見ていただいた中でほとんどだと思っておりますが、いろんな大なり小なりですね、量的には多いところがあれば、少ないところもあったと思うのですが、全てのところに入っている部分はあるということがございましたので、特定でですね、ここにどれくらいだということは今の段階では詳細はちょっとお答えできかねるものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和3年第2回大郷町議会臨時会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでした。

午 後 1 時 5 1 分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員